

第4編 馬場馬術競技 (平成30年4月1日より施行)

<第401条は現行通り>

第402条から第417条については、FEI馬場馬術規程を参照のこと (JEF)

第418条 選手の姿勢と扶助

1. すべての運動は、選手の目立った努力が見て取れることなしに、僅かな扶助で行われべきものである。選手は良いバランスを保ち、しなやかで、鞍の真ん中に深く座り、腰部と臀部で馬の動きを柔らかく吸収し、しなやかな太ももと共に安定して下方に踏み下げられた脚を使う。踵が最も低い位置になければならない。上半身は高く柔らかく保たなければならない。コンタクトはシートに依存しないものであるべきである。拳は揃えて一定の位置に置かれ、親指が最も高く位置し、柔らかい肘から拳を通して馬の口までが一直線上にある。肘は体へとつけられている。これらの項目を満たすことで、選手が馬の運動にスムーズかつ自由についていくことを可能にさせる。
2. 選手の扶助の有効性が課目で要求されている運動の正確な実施を決定づける。選手と馬の間には常に調和の取れた協調性が見受けられなければならない。
3. 馬場馬術競技会では、両手で手綱を持つことが義務づけられている。演技を終え、手綱を伸ばして常歩でアリーナから退場する時には、任意に片手で手綱を取ってもよい。自由演技課目については、「ジャッジへの指針-FEI自由演技課目」と「自由演技課目における難度の判断に関わるガイドライン」も参照のこと。(JEF)
- 3.1 馬場馬術競技会において、選手は片手で両手綱を持たなければならない停止と敬礼時のほかは両手に手綱を分けて持つことが義務づけられるが、演技が良かった時や安心させるためにそっと馬の頸を「愛撫」することは、(選手が目からハエを払う必要があったり、衣服やサドルパッドなどを整えるなどの状況と同じく)許容できるものである。しかし課目の演技中に意図的に両手綱を片手にとり、その手綱や空いた手で馬を推進したり、観客に拍手を求めるような行為は過失とみなし、運動項目の点数と総合観察点の双方に反映させる。自由演技課目については、「ジャッジへの指針-FEI自由演技課目」と「自由演技課目における難度の判断に関わるガイドライン」も参照のこと。(JEF)
4. 声や舌鼓を繰り返し使うことは過失であり、当該運動項目の点数と総合観察点に反映されるべきである。

<第421条から第425条までは現行通り>

第426条 選手の重量

制限/限定なし

第 427 条 服 装 (JEF)

1. 保護用ヘッドギアとトップハット/ポニーハット：

1.1 原則として、騎乗する際はいかなる時も、すべての選手（同様にいかなる人物）は保護用ヘッドギア*を着用しなければならず、またチルドレン、ポニーライダー、ジュニア、ヤングライダー、U25 についてはホースインスペクションでも着用が義務づけられる。ホースインスペクションに馬を臨場させる人物も着用が推奨される。

1.2 この条文に違反するすべての選手（同様にいかなる人物も）は、保護用ヘッドギアを適切に着用するまで、直ちに騎乗することが禁止される。

1.3 以下の例外措置を適用する：26 歳以上**の選手で 7 歳以上の馬に騎乗している場合には、保護用ヘッドギアの代わりにトップハット/ポニーハットを着用してもよい。しかしこの例外措置は、実際の競技および競技直前のウォームアップ（時間をあけずに競技に出場する場合）に限定され、これには厩舎とウォームアップエリア間の騎乗、ウォームアップエリアでの競技馬への騎乗、厩舎へ戻る際の騎乗が含まれる。演技課目開始時点と終了時点での敬礼、表彰式における褒章受領時とウイニングランの際には（保護用ヘッドギアではなく）トップハット/ポニーハットをとってもよい。

1.4 しかしながら、この例外に当てはまる選手であっても、自身の安全確保のため、常時保護用ヘッドギアを着用することが望ましい。本規程で認めているか否かにかかわらず、選手が保護用ヘッドギアを外す場合は、常に選手自身がリスクを負うことになる。

1.5 トップハットのような形状をした保護用ヘッドギアは、標準的トップハットと同じ条件で着用が認められる。

注記*：保護用ヘッドギアは適用される FEI 一般規程追記 A に定義されている。

注記**：選手は 26 歳になる年の始め（1 月 1 日）から 26 歳とみなされる。

2. 民間人

主催競技および公認競技会において、以下の服装着用が必須である。

上衣：黒あるいは濃紺の燕尾服またはジャケット（縁飾りは許可される）

保護用ヘッドギアあるいはトップハット/ポニーハット：黒あるいは濃紺

乗馬ズボン：白またはオフホワイト

ストッキングまたはタイ：白またはオフホワイト

手袋：白、オフホワイトまたは上衣と同色

長靴：黒（皮革製品）

拍車：4 項を参照のこと

<3.~5.は現行通り>

第 428 条 馬 装

運動課目ごとの大小勒・水勒・拍車の使用については、別に定める（別表 1）。なお、準備運動場に限り、折り返し手綱の使用を可とする。ただし、大小勒使用時においては不可とする。（JEF）

<1.~3.は現行通り>

4. 装具

マルタンガール、胸あて、ビットガード、ブーツ、あらゆる装具（ベアリングレーン、サイドレーン、ランニングレーン、バランシングレーン、ネーザル・ストリップなど）、およびあらゆる形態のプリンカーもその使用は厳しく禁止されており、これに違反した場合は失権となる。本規程第 430 条を参照のこと。

<5.~10.は現行通り>

別表 1A 許可されている銜の図と説明

許可されている鼻革（鼻革の使用は必須）

※上記見出しのみ変更。その他は図とともに変更なし

第 429 条 競技場（アリーナ）と練習馬場

<1.は現行通り>

2. アリーナの規格

アリーナは平坦で高低差がなく、長さ 60m、幅 20m の広さとする。対角線あるいは長蹄跡での高低差はいかなる場合も 60cm 以内、短蹄跡ではいかなる場合も 20cm 以内とする。アリーナは主として砂馬場でなければならない。上記の測定値はアリーナフェンスの内側を測定した値とし、このフェンスは観客から少なくとも 10m 以上の距離をおいて設置する必要がある。これについては JEF が例外を認めることがある。競技が屋内で行われる場合、アリーナは原則として壁から 2m 以上離れていなければならない。アリーナそのものは高さ約 30cm の低い白色フェンス（レールは硬質であってはならない）で囲うこと。A 地点でのフェンスは選手を入退場させられるよう、簡単に取り外しできるものとし、原則として、選手の演技中および（選手と選手の）演技間は C 地点審判員が開始の合図を出すまで閉鎖していなければならない。入場口の広さは 2メートル以上なければならない。フェンスのレールは馬の蹄が踏み込んで抜けなくならないよう配慮したものであること。

レールの構成素材に金属が含まれていてはならないが、材質は問わないものとする。

(JEF)

<3.~9.は現行通り>

10. 練習馬場

望ましくは競技会の第 1 競技開催の 2 日以上前から、選手が自由に使用できる広さ 60m×20m の練習用馬場を少なくとも 1 つは設置しなければならない。可能であればこの馬場は競技用アリーナと同じフットイングで準備する。

60m×20m の練習用馬場 を提供できない場合は、選手に競技用アリーナでの練習を許可しなければならない。競技用アリーナをトレーニング目的に使用できる時間帯を定めて予定に組み、実施要項へ明記すること。競技用アリーナでのトレーニングを認める場合は、競技用アリーナを実際の競技仕様のセットアップにできるだけ類似させて最終ウォームアップ用に準備することが望ましい。

「テンミニッツアリーナ」は、競技用アリーナへ入場する前の最終練習馬場である。オリンピック大会と FEI 選手権大会では「テンミニッツアリーナ」の設置が義務づけられ、その他すべての CDI/CDIO では推奨される。

- 10.1 「テンミニッツアリーナ」は、メインアリーナと同じフットィングでなければならない。
- 10.2 選手は、前の選手がメインアリーナへ入場するためにこの馬場から出た後に「テンミニッツアリーナ」へ入ることができる。「テンミニッツアリーナ」へ入ることができるのは1選手のみである。
- 10.3 この「テンミニッツアリーナ」の使用は、選手に義務づけられるものではない。
- 10.4 スチュワードは、厩舎の公式開放時刻から常時臨場して、すべてのトレーニング/ウォームアップを監視しなければならず、当該競技会が公式に開始となる前でも諸規定を執行することができる。
- 10.5 馬装の調整を行うことは認められ、通常範囲内での馬の手入れが許可される。

<11.は現行通り>

第 430 条 競技課目の実施

JEF 公式課目はすべて暗記して演技を行い、課目に定められた順序ですべての運動項目を演技しなければならない。

1. ベルによる合図

ベルによる合図の後、選手は 45 秒以内に A 地点よりアリーナへ入らなければならない。自由演技課目の場合、選手は音楽スタートの合図をするまでに 45 秒が与えられ、音楽のスタートから 30 秒以内にアリーナへ入らなければならない。

自由演技課目の最中に技術的な不備があったり、音楽の鳴り出しが遅かった場合には、C 地点審判員が計時を止めて問題の解消後に計時を再開させることができる。C 地点審判員はベルと時計/時間について責任を負う。可能な限り 45 秒を示す時計を使用すべきであり、選手には常にはっきりと見えるように設置しなければならない。

馬が排便あるいは排尿を始めた場合は時計を止め、馬が演技を再開できるようになった段階で時計を再スタートさせる。

<2.~3.は現行通り>

4. 課目/実施の誤り

選手が「課目の実施の誤り」（速歩ではなく軽速歩をとるなど）を犯した場合は、「経路違反」と同じく減点しなければならない。C地点審判員が経路違反と判断（ベルを鳴らす）しない限り、原則として選手は運動項目をやり直すことはできない。しかし選手が既に運動を開始して同じ運動項目をやり直そうとしている場合には、審判員は最初の運動を採点対象とし、同時に経路違反として減点する。

<5.は現行通り>

6. 減点 (JEF)

6.1 「経路違反」

上述の場合を除き、ベルが鳴らされたか否かにかかわらず、「経路違反」はすべて減点しなければならない。

1 回目 (各審判員の) 合計得点率から 2%減じる

2 回目 失権

ヤングホース課目、またチルドレン、ポニーライダー、ジュニア課目での最初の経路違反は各審判員の合計得点率から 0.5%が差し引かれ、2 回目の違反は 1%の減点、3 回目の違反で失権となる。

JEF 制定課目においては、最初の経路違反は各審判員の得点率から 0.5%が減点され、2 回目の違反は 1 %の減点、3 回目の違反で失権となる。

6.2 その他の減点事項

以下の場合はずべて過失とみなされ、それぞれの過失につき 2 点が減点されるが、違反回数は累計されず、失権になることはない（自由演技課目を含む）：

- アリーナ周囲のスペースに鞭をもって、あるいは馬の肢にブーツを装着したまま、もしくは規定外の服装（例えば手袋をしていない）で入場すること、および／または馬場馬術アリーナに鞭をもって、あるいは馬の肢にブーツを装着したまま、もしくは規定外の服装（例えば手袋をしていない）で入場すること。演技開始後に誤りが判明した場合、C地点の審判員は、選手を止め、必要かつ可能であれば補助員をアリーナに入れて、これらを外させる。選手は、始めから（この場合は馬場埒の内側から）あるいは止められた運動項目から再開する。止められる以前の得点は変更しない。

（JEF 注：国内競技に関しては、再開する運動項目は C 地点審判員の指示による）

- ベルの合図前にアリーナへ入場すること
- ベルが鳴ってから 45 秒以内にアリーナへ入場しなかったものの、90 秒以内には入場した場合
- 自由演技で、音楽が始まってから 30 秒を超過して入場した場合
- 自由演技課目が、審査用紙に規定された時間よりも長いか短い場合は、芸術性得点率から 0.5%が差し引かれる。
- 繰り返し舌鼓や声を使用すること
- 選手が敬礼時に片手で手綱をとらなかった場合

7. 失権

<7.1～7.4 は現行通り>

7.5 許可されていない援助

音声や合図など外部からのいかなる援助も、選手あるいは馬への不正もしくは許可されていない援助と見なされる。積極的な援助を受けた選手あるいは馬は、失権としなければならない。

7.6 出血：

7.6.1 課目演技中にC地点審判員が馬体のいずれかの部位に鮮血があると疑った場合、同審判員はその馬を止めて確認する。当該馬に鮮血が認められた場合は失権となる。失権は最終判断である。同審判員が点検して鮮血ではないことが明らかになれば、当該馬は演技を再開して課目を終了させることができる。

7.6.2 大会スチュワードが演技終了後の馬装点検時に馬の口あるいは拍車があたる部位に鮮血を認めた場合（第430条10）、同スチュワードはC地点審判員にこれを伝え、同審判員は当該人馬を失権とする。血液が馬体に認められた場合には大会獣医師を呼び、当該競技会の後続競技へのこの馬の競技継続適性について判断を求める。

7.6.3 上記に従って馬が失権となった場合、あるいは演技中に怪我をして演技終了後に出血し始めた場合には、大会獣医師が次の競技前に検査して翌日以降にその馬が競技会で継続出場する適性があるかを判断する。大会獣医師の判断は上訴の対象とならない。

<7.7～10 は現行通り>

11. 自由演技課目に関する詳細

選手は音楽が始まってから30秒以内にアリーナへ入場しなければならない。自由演技課目の始めと終わりでは、停止して敬礼することが義務づけられている。演技時間は選手が停止の後に前進を始めた時点で開始となり、最後の敬礼で終了となる。

詳細については「ジャッジへの指針-FEI自由演技課目」と「自由演技課目における難度の判断に関わるガイドライン」を参照のこと。(JEF)

<第431条は現行通り>

第432条 採点

1. すべての運動項目と、一つの運動から別の運動への所定の移行が審判員によって採点され、審査用紙に記録される。
2. 各審判員は最低0点から最高10点までの点数で採点する。
3. 点数の尺度は次の通りである：

10 優秀	4 不十分
9 極めて良好	3 やや不良
8 良好	2 不良

- | | |
|-------------------|---------|
| 7 おおむね良好 | 1 極めて不良 |
| 6 基本的な要求を満たしている演技 | 0 不実施 |
| 5 まず可とみる | |

審判員の判断により、運動項目と総合観察点では0.5から9.5の間で0.5点も使用できる。

「不実施」とは、要求された運動項目を実質的に何も行わなかったということである。自由演技課目では、すべての点で0.5をつけることができ、芸術点では0.1の小数も使用できる。

4. 総合観察点：選手が演技を終了した後に、選手の姿勢とシート；扶助の正確さと有効性（総合的印象）について総合観察点が与えられる。
総合観察点は0点から10点で採点される。

5. 総合観察点と特定の難度の高い運動項目には、FEIが定める係数を設けることができる。

<第433条は現行通り>

第434条 順位

1. 各演技が終了し、各審判員が総合観察点を記入して署名した後に審査用紙が記録係へ渡される。

係数が設けられているところでは得点に係数を掛け、合算する。

2. 各審査用紙における得点を合算し、これを得点率に換算したものを合計して順位を決定する。経路違反の減点%は（各審判員の）合計得点率から差し引く。成績とスコア（芸術性得点率と技術性得点率を含む）はすべて小数点以下第3位までの表示で発表しなければならない。

3. 個人順位は次の要領で決定する：

3.1 すべての競技において優勝者は最終得点率が最も高い選手、第2位は次点の選手と
いうように決定する。

同点

上位第3位までで得点率が同一となった場合は、総合観察点の高い方を上位とする。総合観察点と同点の場合は同順位とする。

自由演技課目の上位第3位までで得点率が同一となった場合は、芸術点の高い選手を上位とする。

これ以外の順位で同じ得点率となった場合は同順位とする。

(JEF注：第4位以下の順位をつける必要がある場合は、上位第3位までと同様の手順により決定する。)

<4.~5.は現行通り>

第 435 条 成績の公表

<1.～5.は現行通り>

6. スコア表示

演技中は審判員にスコアが見えないようにするべきである。観客へのランニング・スコア（合計得点率平均）とオープン・スコア（運動項目ごとの全審判員平均点）の表示は推奨される。

7. インターネット

審判員が個々にだした運動項目ごとの点数は、確認を行った後に初めて発表できる。

<第 436 条から第 459 条までは現行通り>

第 436 条 本条文は主催および公認競技会では適用しない（JEF）